



東京弁護士会

東京弁護士会

きらぼし銀行との中小企業支援に関する覚書の締結について

東京弁護士会（東京都千代田区、会長：安井規雄、以下「当会」といいます。）は、2018（平成30）年8月8日、株式会社きらぼし銀行（本店：東京都港区、頭取：渡邊壽信）と中小企業支援に関する覚書を締結しましたのでお知らせいたします。

1 今回の連携について

2018（平成30）年5月1日、株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行、株式会社新銀行東京の三行が合併し、新たに株式会社きらぼし銀行が誕生しております。

当会は、東京圏の地域金融機関として「金融にも強い総合サービス業」の実現を目指しているきらぼし銀行と連携を図り、より一層中小事業者の皆様への支援事業を深化させ、年々複雑化・専門化する法律相談ニーズにお応えいたします。

2 当会の中小事業者支援事業について

当会は、日本最大の弁護士会であり、中小事業者の皆様の法的課題の解決をご支援する「中小企業法律支援センター」を運営しています。

当センターは、事案に適した弁護士を紹介する制度の導入や、金融機関や中小企業関連団体等との連携を進め、ともすると「敷居が高い」「顔が見えない」「費用が分からない」と見られがちな弁護士像を転換し、弁護士の側から積極的にアプローチして法的課題の解決を支援するアウトリーチ活動に取り組んでいます。

きらぼし銀行とも以下の連携を進めて参ります。

- (1) 中小企業への情報提供
- (2) 相互の研修等への講師派遣
- (3) 地域における経済情報、動向等に関する情報交換
- (4) その他中小企業の支援に寄与する事業
- (5) きらぼし銀行のお客様向け法律相談